

SHK9001-1966-Z

社会保障研究所の概要

1966年7月

社会保障研究所

東京都千代田区三年町1番地  
(社会事業会館)  
電話代表 (580) 2511

— も く じ —

設 立 の 趣 旨 /	1
設 立 の 経 過 /	2
機 構 /	3
研 究 会 の 運 営 /	5
昭 和 41 年 度 事 業 計 画 お よ び 収 支 予 算 /	8
昭 和 41 年 度 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト /	11
昭 和 41 年 度 主 要 事 業 実 施 予 定 /	22
刊 行 物 /	23
昭 和 40 年 度 研 究 事 業 日 誌 /	25
社 会 保 障 研 究 所 法 /	34
役 員 ・ 顧 問 ・ 参 与 ・ 職 員 名 簿 /	45

## ●設立の趣旨

わが国の社会保障制度は、近年かなりの発展をとげ、いわゆる国民皆保険および国民皆年金の体制も一応整いました。が、一歩その内容にたち入りてみると、いぜんとして各種の制度の間には著るしいアンバランスがみられるばかりでなく、経済の成長や地域開発の進展あるいは人口構造の変化などに対して、社会保障の分野においてもこれに対処すべき新しい課題がつきつきと加わっており、社会保障の問題については、基礎的総合的な観点から抜本的に検討を加えなければならぬといわれています。

しかしながら、これまでわが国の社会保障についてこれを基礎的総合的な立場から研究する組織的な体制としては殆んどみられない。その立ちおくれが有識者から指摘されてきたのでありまして、すでに社会保障制度審議会においても1962年「社会保障制度の総合調整に関する基本方針」についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」において、この種の調査研究機関の設置を強く要請しておりました。

1965年1月、社会保障研究所はこのような事情のなかで、ひろく経済、財政、社会、人口問題、法制等の面から、社会保障全般についての基礎的総合的な調査研究を行なうことを目的とする特殊法人として設立されたのであります。

**役員等**

**所長、理事、監事** 本研究所の役員は、所長1名、理事2名および監事1名である。所長および監事は、厚生大臣が任命し、理事は厚生大臣の認可を受けて所長が任命する。

**顧問** 顧問は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する重要事項を審議し、所長に意見を述べらる。顧問は、厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

**参与** 参与は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する事項を審議し、所長に意見を述べらる。参与は学識経験を有する者のうちから、厚生大臣の認可を受けて、所長が委嘱する。

**専門委員** 専門委員は、所長の命を受けて調査研究の企画および調整に参画し、または専門的な調査研究を行なう。

**研究員** 常勤研究員14名のほかに非常勤の研究員5名を合わせて19名であるが、それぞれ経済学、社会学、社会政策等の専門学者として社会保障に関する制度、経済、社会等の面からの分析研究を行なう。

**事務職員** 研究所の庶務、人事、会計、会誌等の事務を処理するとともに、図書資料の管理事務を行なう

**職員**

昭和39年2月18日 社会保障研究所法案国会提出（付託）  
 2月20日 衆院社労委において提案理由説明  
 3月10日 参院社労委において提案理由説明  
 5月14日 衆院社労委において質疑  
 5月20日 〃  
 5月21日 〃  
 5月26日 〃  
 〃 法案を一部修正、可決し、付帯決議を付す  
 〃 衆院本会議修正可決、参院送付  
 6月16日 参院社労委において質疑  
 6月25日 〃  
 〃 法案衆院送付どおり可決し、付帯決議を付す  
 6月26日 参院本会議可決、成立  
 7月7日 社会保障研究所法公布施行（法律第156号）  
 11月24日 社会保障研究所長たるべき者として一橋大学影塚山田雄三が大臣指名を受け、また設立委員として社会保障制度審議会会長大内兵衛ほか7名が任命された。  
 12月17日 社会保障研究所設立委員会を開催し、社会保障研究所定款等を決定した。  
 12月21日 社会保障研究所監事たるべき者として、廣応大学教授寺尾琢磨が大臣指名を受けた。  
 12月27日 社会保障研究所定款が厚生大臣から認可された。  
 昭和40年1月11日 社会保障研究所の設立登記を完了した。  
 1月12日 社会保障研究所の開庁式を行ない、業務を開始した。

# ● 研究会の運営

研究所における組織的な調査研究は、研究会を中心として運営され、昭和41年度においては研究課題ごとに設けられた部門別研究会および政策研究を中心とした政策研究会を設けている。

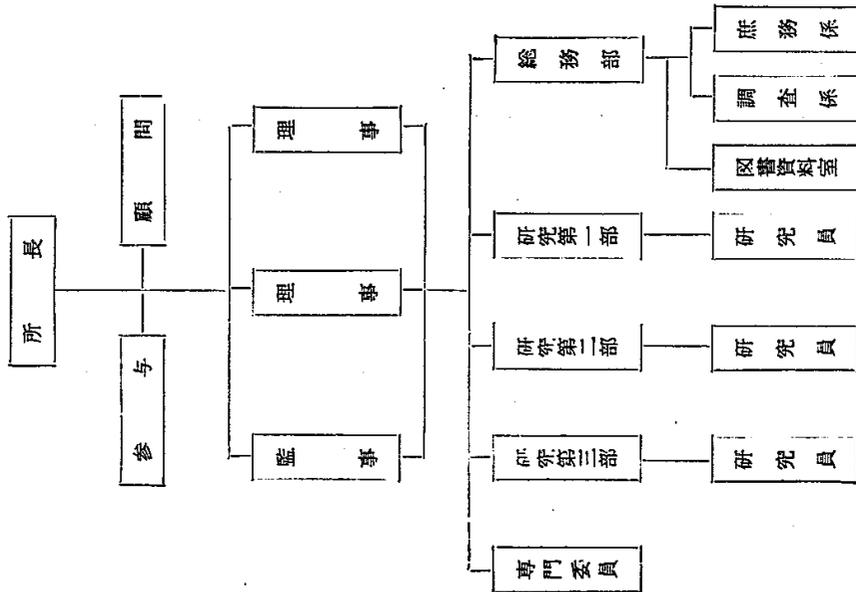
なお、これらの研究会のほかに特別な委員会として、図書館委員会およびISSA文献委員会が設けられている。

研究課題ごとに設けられた第1研究会～第6研究会は、主査および幹事のほか、専門委員および非常勤研究員をもって構成されているが、これらの研究員のほかに随時外部の学者および行政官等の参加を求めている。

各研究会の構成および研究課題は次のとおりである。

- ◎ 第1研究会
  - 主査 大熊一郎 (慶応大学教授・専門委員)
  - 幹事 地主重美 (主任研究員)
  - 研究課題 「社会保障の所得再分配効果に関する研究——財源に関する検討を含む——」
- ◎ 第2研究会
  - 主査 大熊一郎 (慶応大学教授・専門委員)
  - 幹事 前田正久 (主任研究員)
  - 研究課題 「経済指標、社会指標および地域指標の活用に関する理論的実証的研究」
- ◎ 第3研究会
  - 主査 福武直 (東京大学教授・参与)

## 機 構 図



幹事 三浦文夫（主任研究員）  
研究課題 「現代社会の構造的変動と社会保障  
の関連に関する研究」

◎ 第4研究会

主査 森岡清美（東京教育大学助教授・非  
常勤研究員）  
幹事 中村八郎（研究員）  
研究課題 「生活構造の変化と社会保障の関連  
に関する研究」

◎ 第5研究会

主査 中鉢正美（廣応大学教授・専門委員）  
幹事 谷 昌恒（主任研究員）  
研究課題 「各国社会保障制度の歴史的研究」

◎ 第6研究会

主査 小山路男（横浜市立大学教授・専門  
委員）  
幹事 平石長久（研究員）  
研究課題 「社会保障の制度別の比較研究」

政策研究会

政策研究を主体とした合同研究会は、所長を座長と  
して全研究員が参加し、社会保障に関する政策課題を  
研究することになっている。

図書委員会

内外の社会保障関係図書資料の蒐集を目的として、  
月1回開催されている。

ISSA文献  
委員会

国際社会保障協会からの要請により、わが国におけ  
る社会保障の重要文献の目録、主要論文のデータベース  
クトを定期的に報告する目的で、小山路男（横浜市立  
大学教授）を委員長として関係学識者の参加を得て随  
時開催されている。

# ●昭和41年度事業計画および予算

## ○ 昭和41年度事業計画

社会保障研究所は、社会保障研究 所法に規定する目的を達成するため、昭和41年度事業として次の事業を行なうが、研究事業の総額は10,550,000円であり、金額割庫補助金を予定している。

### I 社会保障に関する基礎的総合的研究

次の研究課題について、おおむね前年度からの研究計画を引き継ぎ調査研究を進めることとするが、とくに研究課題については焦点をしばって、効果的な研究活動を展開することとする。なお、本年度においては、研究会の構成運営等について若干の検討を加えることにより、多面的な研究調査を行なうこととしている。

#### (1) 社会保障の所得再分配効果に関する研究

——財源に関する検討を含む——

別に社会保障助定の設定に関する計数的研究を併せ行なう。

#### (2) 経済指標、社会指標および地域指標の活用に関する理論的実証的研究

指標の総合化に関する理論的、実証的研究を行なうとともに、経済指標と社会指標の相関関係に関する統計的考察を行なう。

#### (3) 現代社会の構造的変動と社会保障の関連に関する研究

福祉地区に関するコミュニティ・ディベロップメントの意義と役割についての理論的実証的研究を行なう。

#### (4) 生活構造の変化と社会保障の関係に関する研究

核家族化に伴なう家族周期と扶養関係の変化に関する理論

的研究並びに実証的研究を行なう。

#### (5) 各国社会保障制度の歴史的研究

前年度に引き継いで、とくにアメリカおよびイギリスについての歴史的研究を行なう。

#### (6) 社会保障の制度別の比較研究

年金制度、医療保障、家族（児童）手当制度等について給付水準、財源等にわたり国際的な比較研究を行なう。

#### (7) 政策研究等

ひろく社会保障ないし社会開発に関するトピックスな限題をとらえ問題の所在およびその整理を行なう（政策研究会）ほか、研究員の個人研究を進めることとする。

## II 社会保障に関する情報および資料の収集

(1) 国内および海外における社会保障に関する文献、図書、資料等の収集

とくに社会保障に関する図書、文献目録の作成計画をたて実施する。

#### (2) 海外における図書、資料の紹介および情報の交換

国連等を中心とする海外の図書、資料の翻訳、紹介を行なうほか、ISSA関係の資料活動を引き継ぎ実施する。

## III 調査研究等の成果の普及

#### (1) 「季刊社会保障研究」の発行

#### (2) 研究双書、翻訳書、所報等の発行

#### (3) 基礎講座、講演会の開催

#### (4) その他成果の普及に必要な事業

# ● 昭和41年度研究プロジェクト

○ 昭和41年度収支予算

支 出	入	
	区 分	金 額 (円)
研究所運営費	政府補助金	50,795,000
管理事務費	政府補助金	50,795,000
(人件費)		
非常勤給与		
職員給与		
(管理事務費)		
所費		
厚生費		
退職手当引当金		
(初年度調弁費)		
研究事業費		
(研究事業費)		
諸謝金		
旅費		
図書購入費		
研究費		
計	計	50,795,000

前年度は6月に研究プロジェクトを定めて、それに沿って研究活動を続けて来た。合同研究会をはじめ、第Iから第Vに分ける各研究会は、それぞれ10乃至20回に及ぶ研究会を開き、常勤、非常勤の研究員の外に、広く専攻の研究者の参加協力を得て今日に至っている。

此の1年の経過を顧みると、初年度のことでもあり、実際の活動が2、3カ月おくれで開始されたこととあって、研究の基礎固め、或いは、予備的準備的作業が主となっている。これらの研究の成果は中間報告として、各研究会で近くまとめられることになっている。

41年度については、研究の課題、目的等は大体、前年度のそれを引継いでいる。併し、今日までの経過を踏まえその焦点を十分にしばって、集中的効果的な研究活動の展開を期している。新規の計画としては、政策研究会を設けたこと、第III、第IV研究会で表地調査を予定していること、別に第VI研究会をおこして、第Vと共に制度の多面的研究調査を企図したことなどが挙げられる。

## 〔第I研究会〕

### (1) 研究課題

社会保障の所得再分配効果に関する研究

——財源に関する検討を含む——

### (2) 研究目的

社会保障の目標の一つは所得分配の均等化にあると考えることができる。従って社会保障の機能を明らかにし、その効果を評価する上で、所得分配の実態を正しく把握することがきわめて重要な意味を持つことになる。更に社会保障費の公私の負担

比率や、社会保障の拡大深化に伴なう財源あるいはその拠出能力の問題など、所謂財源論も所得再分配とは切り離すことの出来ない問題である。我が国の所得再分配に関する研究は、その例も少く、分析や資料等に未開拓の分野が多い。

本研究会は主として、戦後日本の階層別所得分布と、社会保障による所得階層間再分配の問題を理論的実証的に究明して、社会保障の所得再分配機能を評価することを目的としていて共に、これまで体系的分析がなされていかなかった拠出財源と所得再分配の関係にも視野を拡げ、再分配効果について総合的な研究を行なおうとするものである。

#### (3) 研究経過

表記にかかげる研究課題は、本年要に新しくはじめるものである。第 I 研究会は前年度に「国民所得における社会保障の統計的研究」という課題で、7 回の研究報告会を開き、わが国の主要な社会保障費の系列を検討し、その結果を中間報告（所内資料 No 6505）としてまとめた。その研究成果の一部として「社会保障勘定の設定」ということが取り上げられ、それに関する試論二つを、上記中間報告にのせてある。併し資料の整備や表章形式等に、さらに検討しなければならぬ点が多く、また、同試論は社会保険だけに限られているので、これを社会保障の全部門に拡大することが必要である。したがって、本年度は表記課題と平行して、社会保障勘定の設定についての継続作業を行なう。

#### (4) 研究内容

- a 所得再分配に関する内外文献の検討と評価
- b わが国における所得再分配の実証的分析とその検討

#### c 社会保障財源問題と所得再分配効果

#### d 社会保障勘定の設定に関する計数的研究

(a, b, c は本年度の新規研究 d は前年度の継続作業)

#### (5) 研究計画

本研究ではわが国における戦後の社会保障の所得再分配効果の検証が中心となり、大巾な計算作業を伴なうが年度前半を資料の検討とモデルの作成にあて、後半にその立入った検討と最終成果のまとめを予定している。d の社会保障勘定の設定に関する継続作業は作業量が膨大であるばかりでなく、資料の解釈等には専門的知識が要求されているため、実際の作業は官庁関係者と協力してこれをすすめ、その経過を研究会で逐次（前半 2 回、後半 2 回）報告し、年度内にその成果を得たいと考えている。

#### 【第 II 研究会】

#### (1) 研究課題

経済指標・社会指標および地域指標の活用に関する理論的実証的研究

#### (2) 研究目的

わが国の近年における高度の経済成長は、国民総所得の大きな上昇となってあらわれているが、反面、地域格差をはじめ、都市の過密人口、公害、交通事故、農業生産の停滞など、さまざまなひずみを生じている。本研究は地域住民の実際生活に影響を与え、その福祉を左右している。これらの格差やひずみをいくつかの指標であらわし、それらの指標を総合化することに

よって、地域や生活のパターンを捉え、社会開発、あるいは社会計画の策定に当って基礎的資料を提供しようとするものである。

### (3) 研究経過

前年度は当初の計画に沿って、10月から研究に着手し、主として既往の研究成果について、ヒヤリングを中心に7回の研究会を開いた。厚生省企画室、総理府社会保障制度審議会事務局、経済企画庁国民生活局、文部省統計数理研究所からも、それぞれ研究者の参加を求めて、関連資料の吟味検討を重ねた。本年度の理論的実証的研究をすすめていくにあたって、上記の経過を辿り、指標の総合化に関する既往の諸研究を整理検討した段階までの中間報告を年度当初にまとめると考える。

### (4) 研究内容

- a 指標の総合化に関する理論的研究
- b 指標の総合化に関する実証的研究（一部電子計算機による作業を伴う）
- c 生活指標に関する、関連の諸報告を基礎にして指標の多目的な活用に関する方法論的研究

### (5) 研究計画

本年度前半は (4)研究内容 a の理論的研究にあてることとして、月1回を目的に定期的に研究会を開催する。b については年度後半を予定している。c では関連発表の文献などに見られる各種の手法を用いて比較的簡単な計算作業を行ない、その作業結果を逐次研究会に報告、これを検討する。

### 【第Ⅲ研究会】

#### (1) 研究課題

現代社会の構造的変動と社会保障の関連に関する研究  
——福祉地区に関連してコミュニティ・ディベロップメントの意義と役割についての理論並びに実証的研究——

#### (2) 研究目的

現代の工業化および都市化の進展につれて、社会構造、人口構造は大きな影響を受けている。本研究会は最近の社会変動の動向を探り、社会開発や社会保障との関連、またそれらの今日の課題を明らかにすることを目的としている。本年度は特に地域社会の変動が惹起する諸問題を考察して、地域のニードを把握し、従来福祉地区と呼ばれていたものの再検討をこころみるとともに、地域の総合的計画的発展を「コミュニティ・ディベロップメント」という概念で捉え、その意義と役割を規定しようとするものである。

#### (3) 研究経過

前年度は第Ⅳ研究会と合同して研究活動をすすめる。「人口および就業構造の変化」「社会変動に対応する社会福祉の諸問題」等についてヒヤリングと若干の作業を行なった。その結果については、同じ課題のもとに引継いで行なわれる本年度の研究成果をまとめて、後日、とりまとめを行なう予定である。

#### (4) 研究内容

- a 人口および就業構造の変化と地域社会の変動に関する理論的研究（前年度より継続）
- b コミュニティ・ディベロップメントに関する内外の諸研究の検討とその概念の整理

c コミュニティ・ディベロップメントの実証的研究（福祉地区の再検討，地域住民の福祉モードの把握，地域住民のコミュニティ・ディベロップメントへの参加，コミュニケーション・ガゼーションとの関連等）

(5) 研究計画

本年度前半は (4)研究内容 a について統計的分析を主とした研究をすすめ、また、b に関する文献の蒐集とその理論的検討を重ねる。さらに第IV研究会と共同して上記の研究内容を目的とした調査研究を行なう予定である。

〔第IV研究会〕

(1) 研究課題

生活構造と社会保障に関する研究——核家族化に伴なう家族周期と扶養関係の変化に関する理論的並びに実証的研究——

(2) 研究目的

現代の社会変動は人間の社会生活にさまざまな影響を与えているが、その社会生活の基本的単位としての「家族」もまた大きく変化してきている。本研究は家族の生活構造生活環境等の変化に注目して、社会保障の観点から、多くの問題を明らかにしようとするものである。本年度は特に核家族化の進展につれて、家族生活、扶養関係、家計構造等にあらわれる影響や変化を理論的実証的に研究し、社会保障、社会福祉に関する基礎的な資料を得ることを目的としている。

(3) 研究経過

前年度は第III研究会と合同で、社会保障制度に関する諸問題

を、社会学の立場から整理検討することを主たる目的として研究をすすめてきた。殊に、核家族化の進展に伴なう親族組織、扶養関係の変化等が中心問題となった。研究会メンバーの一部は、家族周期のモデルについていくつかの仮説を立て、その検証にとめると共に、これにもとづいて工場労働者の家族構造の研究を続け、別途に中間報告としてその成果をまとめている。

(4) 研究内容

- a 社会保障の観点から見た核家族化の動向に伴なう扶養関係の変化に関する理論的実証的研究
- b 家族周期と扶養関係についての調査研究（地域社会の変動と家族生活の変化、家族周期の諸段階と家計構造、家族周期と児童の生育および親族扶養等との関連）

(5) 研究計画

本年度前半は (4)研究内容 a に関する既存の文献資料をもとにして理論的研究をすすめ、さらにbについては、若干の事例にもとづき、その実態把握と説明を行なう予定である。

〔第V研究会〕

(1) 研究課題

各国社会保障制度の歴史的研究

——とくにアメリカとイギリスについての歴史的研究——

(2) 研究目的

社会保障制度は各国の社会的経済的背景のもとにそれぞれ独自の発展を上げてきている。本研究会は、各国の社会保障制度をその前史的段階としての互助組織、福祉活動からはじめ、19世紀後半から現代に及ぶ、社会保険、各種の社会立法、

労働立法を経て、総合的体系的制度の確立に至るまでの発展の過程を辿り、社会保障制度を各国の歴史的背景の下で理解しようとするものである。

他面、国民の生活に深い関連を持っている社会保障制度は、国際間のデモストレーション効果が大きく、相互に、知識と経験の交流が著しい。本研究会は、こうした国際間の動向についても考察をすすめている。

### (3) 研究経過

社会保障制度の体系としてはアメリカはむしろ多くの不備が指摘されている。本研究会が初年度にアメリカをとりあげ、その制度の発達をあとづけてきた目的は、その意味で、社会保障制度の存在と、保障そのものの存在を一応別個のものと考へ社会保障制度を補充する、あるいはこれに代わる経済的社会的な機構を探らうとすることにあった。アメリカの古い歴史にさかのぼって、広く資料の紹介検討につとめまた、公衆衛生医療制度のアメリカ的特質を学んできたことも、こうした意図にもとづくものであった。近々35年法の成立した時点までの中間報告をまとめる予定である。

### (4) 研究内容

- a アメリカ社会保障法の成立とその後の発展に関する研究
- b イギリス救貧法の生成とその崩壊過程の研究

### (5) 研究計画

本研究会は制度の歴史的研究を志向しているため、ドキュメントの研究が主となっている重要な基本的文献をもとにした参加者全員による共同の討議やあるいは分担者による資料の紹介報告等を積重ねて研究会を進めていく方針である。本年度はま

ず、前年度の問題意識を継承して、(4)研究内容 a を取り上げ、その経過をみながら b にも移っていく予定である。

### 〔第VI研究会〕

#### (1) 研究課題

社会保障の制度部門別の比較研究

——年金、医療、医療、家族（児童）手当等の給付水準、財源等に関する国際比較——

#### (2) 研究目的

各国で現在実施している制度をそれぞれ部門別にみれば、老令、障害、死亡、疾病、出産、失業、災害、失業に対する給付および家族（児童）手当で構成され、所得の保障と医療の保障を通じていわゆる社会保障の達成を企図している。国によっては類似した制度を採用しているところもあり、また、全く異なった体系を備えているところもある。その制度の構造もきわめて単純なもの、あるいは複雑多様なもの、それぞれ多くの特色がある。機能や効果についてもほぼ同一の基準を示すものから、大巾な格差をもつものに分れている。本研究会は各国の社会保障制度を各部門別に比較研究するものである。

#### (3) 研究経過

本年度新規

#### (4) 研究内容

- a 各国における年金制度の比較研究
- b 各国における家族（児童）手当制度の比較研究
- c 各国における医療保障制度の比較研究

#### (5) 研究計画

本研究会は上記内容について、月1回を目途として研究会を開き、制度の部門別に比較検討を行なうものである。本年度は(4)研究内容のaをとりあげ逐次b、cにもおおよぼ予定である。

また、この研究会はトピックのとりあげ方について政策研究会と歩調を合わせていく一面をもっている。

#### 〔政策研究会〕

40年度は合同研究会という名称で厚生行政や労働行政につき、担当官からヒヤリングをやるという方法をとってきたが、41年度は、やや趣きを加え、名称を政策研究会に改めることにする。ここでは、たとえば、児童手当制度とか経済計画における社会保障の位置づけとか、その他年金、医療などトピック的な問題をとりあげますが、提案や答申を行なうのとは違って、あくまで問題整理を主眼とし、資料を確定することによって、どこまで意見の対立が調整できるか、どこから政治的決定に委ねなければならぬか、というような説明をやっていきたいのである。この場合、政策問題を真に科学的に論議するための方法論が明確にされねばならないが、そのこともこの研究会でときどきとりあげたい。トピックに応じた整理担当者を定め議事録の要約をまとめていく予定である。

#### 〔個人研究〕

本研究所では研究会方式による共同研究を上記各研究会の課題、目的、内容計画等に沿って進めていくわけであるがそれとは別に研究員各自に自己のテーマを設定して個人研究も行なっている。以下は、一応本年度中に所内研究資料や、研究シリーズの形

でとりまとめることが予定されている課題である。

地主重美 日本における所得分布と所得分配の理論的実証的研究

前田正久 ① 家族周期段階別にみた家計構造の基礎的分析

② 人口移動並びに構造の変動に関する研究

三浦文夫 ① フランスにおける第4次および第5次計画につい

て(紹介)

② 国連関係のコミュニティ・デベロップメントの資

料解説(花島と協力)

谷 昌恒 アメリカ社会保障制度史研究上の基本文献の紹介とそ

の問題点の研究

平石長久 ラテン・アメリカにおける社会保障制度

中村八郎 ① Eisenstadtの近代化に関する一連の研究の紹介

② 都市におけるコミュニティ・デベロップメントと再開発

花島政三郎 国連関係のコミュニティ・デベロップメントの資

料解説(三浦と協力)

都科敦子 社会開発の計量経済学的研究

大本圭野 都市の生活環境施設量測定に関する研究

長谷川啓之 技術進歩と所得分配に関する基礎的研究

昭和41年度の研究所の事業のうち主なものは、研究会の運営、シンポジウム、基礎講座、社会保障教室の実施等であるが、その内容は次のとおりである。

研 究 会

○ 政策研究会

児童手当制度、年金制度、医療制度その他経済計画における社会保障制度の位置づけなどトピックス的な問題をとり上げ月1回程度開催する。

○ 部門別研究会

各部門別に毎月1回～2回開催する。7月下旬～8月に第3、第4研究会が中心となり実地調査を実施する。第2回夏期シンポジウムとして7月18日～19日の2日間箱根において開催。テーマは「社会保障の体系」第2回基礎講座を10月、第3回基礎講座を昭和42年3月に開催する。

シンポジウム

基 礎 講 座

社会保障教室

第1回社会保障教室を7月～9月の3か月間毎週1回開催する。テーマは「社会保障と経済」また、第2回社会保障教室は10月～12月、テーマは「社会保障と社会」の予定。

季 刊 社 会  
保 障 研 究

翻訳シリーズ

所内研究資料

この機関誌は、狭く社会保障に限らず、社会開発とか福祉国家とかに関する論文もとりあげ、執筆陣も研究員のはかに広く学界その他の参加を求めて、やや水準の高い学術雑誌であることを期待し、年4回発行している。

調査研究等の成果の普及の一環として関係文献の翻訳を行なっている。

1. ILO編「世界各国における社会保障の費用」

(1958～1960)

2. アメリカ保健教育福祉省編「世界各国の社会保障制度」(1964)

3. (予定) Titmuss, Richard M. "Essays on the welfare"

4. (予定) Gordon, Margaret S. "The economics of welfare policies"

未定稿の中間報告、議事録および文献解説などを取り扱う。

No. 6501 文献解説「社会計画の方法論に関する基礎問題」

No. 6502 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その一)」

No. 6503 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その二)」

No. 6504 中間報告「国民所得における社会保障費の統計的研究」

No. 6505 文献解説「社会指標と経済指標の相関」

- No. 6506 藤事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その三)」
- (予定) 中間報告「経済指標、社会指標および地域指標の活用に関する方法論の研究」
- (予定) 中間報告「家族生活の変化と社会福祉(その一)」
- (予定) 文献解説「コミュニティ・ディベロップメントについて(その一)」
- (予定) 文献解説「フランスにおける社会計画——第4次、第5次経済、社会開発計画について——」
- (予定) 文献解説「E・E・C農業における社会保障」
- (予定) 中間報告「アメリカにおける社会保障の歴史(その一)——1935年法の成立まで——」

40. 4. 1 社会保障研究所常勤研究員として地主重美(小椋尚大助教授) 渡辺益男(東京学芸大学助手) 花島政三郎(東京教育大学院文学研究科(社会学専攻) 修士課程卒) 大本圭野(東京教育大学院理学研究科(都市地理学専攻) 修士課程卒) が発令された。
40. 4. 13 第10回研究会 ヒヤリング「北欧諸国の社会保障費について」講師専門委員厚生省統計調査部小沼社会統計課長
40. 4. 20 第11回研究会 ヒヤリング「第13回国連人口問題委員会の討議内容等について」講師参与館厚生省人口問題研究所長
- 同 社会保障研究所常勤研究員として谷昌恒が発令された。
40. 4. 27 第12回研究会 ヒヤリング「欧米諸国における社会開発の現状について」講師厚生省大臣官房伊部審議官
40. 4. 30 第4回役員会「昭和40年度予算及び事業計画(研究計画) 昭和39年度決算(予定) 内部諸規程の制定等について」
40. 5. 1 社会保障研究所常勤研究員として平石長久(健康保険組合連合会社会保障研究室研究員) および中村八朗(国際基督教大学助手) が発令された。
40. 5. 4 第13回研究会 報告内容「ILOからみた社会保障の現状と方向について」報告者ILO事務局樋口富雄
40. 5. 11 第14回研究会 報告内容「医療保険制度の現状と問題点について」報告者厚生省保険局首尾木企画課長
40. 5. 18 第15回研究会 報告内容「医療問題について」報告者厚生省保険局松尾医療課長
40. 5. 25 第16回研究会 報告内容「本年度社会政策学会の概況

- について」報告者中鉢専門委員 三浦, 平石研究員
40. 5.27 第5回役員会「昭和40年度事業実施計画, 夏季シヨブジウム等について」
40. 6. 1 第5研究会(第1回)報告内容「アメリカ社会福祉発達史について」報告者日本女子大学助教授一番ヶ瀬康子
40. 6. 3 第1・第2研究会(第1回)報告内容「社会保険費に關する諸推計の比較と問題点について」報告者地主研究員
40. 6. 8 第3・第4研究会(第1回)報告内容「家族の変動に対応せる周期政權の設定について」報告者森岡非常勤研究員
- 同 第17回合同研究会 報告内容「厚生年金の改正と企業年金について」報告者厚生省年金局中野年金課長補佐
40. 6.17 第1・第2研究会(第2回)報告内容「國民所得の新推計について」報告者經濟企画庁經濟研究所松井弘
40. 6.22 第3・第4研究会(第2回)報告内容「社会保険研究について」報告者国立精神衛生研究所横山定雄
- 同 第5研究会(第2回)報告内容「アメリカの公衆衛生・医療制度について」報告者橋本専門委員
- 同 第6回役員会「組織規程の改正, 41年度予算編成, 年報作成および基礎講座の実施, 諸報告等について」
40. 6.28 フイリピン大学社会学部主任教授 O.アングコー氏 来訪山田所長と日本およびフィリピンの社会開発に關する研究の現状について懇談
40. 6.29 第18回合同研究会 報告内容「賃金問題の現状と問題点について」報告者労働省賃金部佐竹企画課長
- 同 第19回合同研究会 報告内容「大原社会問題研究所に於いて」報告者顧問大内兵衛

40. 7. 1 第1・第2研究会(第3回)報告内容「社会保険の基本問題について」報告者一橋大学助教授江見康一
40. 7. 2 エカフェ社会局 E. スミス氏来訪, 山田所長等と社会開発におけるアジア諸國と日本の比較について懇談
40. 7. 6 第5研究会(第3回)報告内容「19世紀初期のアメリカの社会事情——クインシー・イエーツ報告を中心として——」報告者日本女子大学助教授一番ヶ瀬康子
40. 7.11 常勤研究員として都村敦子(日本証券統計研究所より転出)が発令された
40. 7.13 第3・第4研究会(第3回)報告内容「行為分析の枠組——生活構造研究へのアプローチ——」報告者青井非常勤研究員
40. 7.19 第5研究会(第4回)報告内容「19世紀後半のアメリカの社会事情——Riss の How the other half lives を中心として——」報告者谷研究員
40. 7.20 第20回合同研究会 報告内容「雇用問題の現状と問題点について」報告者労働省失対部細野企画課長
40. 7.26~27 第1回シンポジウム 討論内容「社会保障とは何ぞや」出席者今井一男外12名
40. 7.27 第7回役員会「基礎講座の実施, 機関誌および英文年報の作成その他等について」
40. 7.28 第21回合同研究会 報告内容「福祉國家の前提条件」報告者武藤専門委員
40. 8.17 第5研究会(第5回)報告内容「20世紀初頭のアメリカの社会事情——L. M. Rosworth の The Living Wage of Women Workers を中心として——」報告者中鉢専門委員

40. 8. 31 第22回合同研究会兼第1・第2研究会(第4回)報告内容「社会保障と財政」報告者大藏省主計官佐藤吉男
40. 9. 1 図書館書として苗木英雄(大田区立蒲田図書館より転出)が発令された
40. 9. 7 第3・第4研究会(第4回)報告内容「社会開発と地域開発」報告者松原非常勤研究員
40. 9. 14 第5研究会(第6回)報告内容「Wisconsin 州における失業保険制度について——連邦における1935年法の成立に関連して——」報告者平石研究員
- 同 第23回合同研究会 報告内容「季刊社会保障研究について、その他」
40. 9. 16 第1・第2研究会(第5回)報告内容「厚生省推計社会保障費およびILO社会保障費について」報告者厚生省大臣官房企画室保坂室長補佐
40. 9. 21 第3・第4研究会(第5回)報告内容「家族と社会福祉」報告者オスロー大学助教授 E. グリムセン
40. 9. 29 第5研究会(第7回)報告内容「アメリカの医療および公衆衛生について」報告者橋本専門委員
- 同 第24回合同研究会 報告内容「労災保険と災害防止対策」報告者労働省労災補償部管理課田中事務官、岡村事務官
40. 9. 30 第25回合同研究会 報告内容「チエッコの社会保障」報告者チエッコ、ブラーグ、チャールズ大学教授 I. トーメ
- 同 第1・第2研究会(第6回)報告内容「社会保障制度審議会の社会保障費について」報告者社会保障制度審議会事務局調査第1課長吉崎三男

- 同 第8回役員会「研究体制の検討、基礎講座の開催および機関誌(第4号)の発行、その他について」
40. 10. 1 シカゴ大学教授ジョージ・F・ローリック氏来所、所長と面談
40. 10. 5 第5研究会(第8回)報告内容「大蔵から恐慌まで——C. A. Chambers; Seedtime of Reform 1918—1933を中心として——」報告者谷研究員
40. 10. 8 第1・第2研究会(第7回)報告内容「社会保障制度審議会の社会保障費について」(続)報告者社会保障制度審議会事務局調査第1課長吉崎三男
40. 10. 14 第25回合同研究会 報告内容「失業保険の現状と問題点について」報告者労働省労働基準局失業保険課岡田課長補佐
40. 10. 19 第3・第4研究会(第6回)報告内容「近郊地域における農家労働力の流出形態について」報告者人口問題研究所皆川勇一
40. 10. 26 第3・第4研究会(第7回)報告内容「国際家族セミナー報告——家族と社会福祉——」報告者森岡非常勤研究員中村研究員
40. 10. 28 第2研究会(第1回)報告内容「指標の総合化ならびに活用に関する諸研究の概観」報告者前田研究員
- 同 第9回役員会「今後の研究体制、本年度下半期予算の執行、事業実施経過、その他について」
40. 11. 2 第27回合同研究会 報告内容「環境衛生行政について」報告者厚生省環境衛生局柳瀬環境衛生課長
40. 11. 4 第3・第4研究会(第8回)報告内容「親族組織と社会保障」報告者東洋大学教授小山隆

- 40.11.9 第5研究会(第9回) 報告内容「アメリカの社会保障法—E. Witte, Development of the Social Securityについて」報告者中鉢専門委員長と懇談  
同 アジア経済開発研究所所長ナラヤン・プラサド氏来訪所長と懇談
- 40.11.10 I S S A 文献委員会(第1回)
- 40.11.11 第2研究会(第2回) 報告内容「厚生省の生活指標調査について」報告者厚生省大臣官房企画室保坂室長補佐
- 40.11.15~18 第1回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナー—開催
- 40.11.25 第2回顧問会議「事業実施状況, 来年度予算の概要(要求), その他について」  
同 第10回役員会「事業実施状況, 来年度予算の概要(要求)その他について」
- 40.11.29 「わが国における“Social Change”の問題に関する懇談会」開催
- 40.11.30 第3・第4研究会(第9回) 報告内容「地域開発の日本の特長と概要」報告者都立大学教授磯村英一  
同 第28回合同研究会 報告内容「第13回日本社会福祉学会について」報告者前田, 三浦, 谷研究員
- 40.12.2 第2研究会(第3回) 報告内容「国民生活の構造分析」報告者早稲田大学講師渋谷行雄
- 40.12.7 第5回研究会(第10回) 報告内容「E. Witte, Social Security Perspectives, part. III. 失業問題について」報告者平石研究員
- 40.12.9 第29回合同研究会 報告内容「年金のスライド制につ

- いて」報告者厚生省年金局曾根田企画課長
- 40.12.14 第3・第4研究会(第10回) 報告内容「社会心理学的研究の方法」報告者明治学院大学教授大橋薫
- 40.12.16 第2研究会(第4回) 報告内容「生活連関表をめぐって」報告者経済企画庁国民生活局国民生活課長尾藤長補佐
- 同 第11回役員会「大内富付金の取扱い, 1周年記念事業の実施計画について」
- 40.12.21 第5研究会(第11回) 報告内容「E. Witte, Social Security Perspectives, part. III. 失業問題について(其二)」報告者平石研究員
- 同 第30回合同研究会 報告内容「社会計画の方法に関する基礎問題」報告者山田所長
- 41.1.11 社会保険研究所設立1周年記念日
- 41.1.12 I S S A 文献委員会(第2回)
- 41.1.18 第5研究会(第12回) 報告内容「アメリカの年金制度—E. Witte の論文を中心として—」報告者三浦研究員
- 41.1.20 第2研究会(第5回) 報告内容「生活総合指数, 生活連関表等の作成に関する方法論の吟味」報告者文部省統計整理研究所林第二研究部長
- 41.1.25 第3・第4研究会(第11回) 報告内容「社会福祉の方法」報告者日本社会事業大学助教授諏田義也
- 41.1.27 第31回合同研究会 報告内容「年金設立金の運用について」報告者厚生省年金局出原真金課長
- 同 第12回役員会「1周年記念事業の実施, 大内基金取扱い, 41年度予算の概要, 41年度研究プロジェクト等について」
- 41.2.4 大内基金設立準備委員会開催

41. 2. 8 第3・第4研究会(第12回)協議課題「昭和41年度社会学部門研究プロジェクトについて」  
 同 第5研究会(第13回)報告内容「アメリカの年金制度——E. Witte の論文を中心として(その二)」報告者 三浦 研究員
41. 2. 9 I S S A 文献委員会(第3回)
41. 2.10 第32回合同研究会 報告内容「社会福祉の現状と問題点」報告者厚生省社会局穴山庶務課長
- 同 第2研究会(第6回)報告内容「生活指標の総合化に関する一試論」報告者青井非常勤研究員, 自由討議「与えられるべき外的基準ならびに地域指標に関する自由討議」
41. 2.11 社会保険研究所設立1周年記念講演会および記念パーティー 講演内容「福祉開発の意義と条件」講演者嶋山政道
- 同 社会保険研究奨励賞懸賞論文募集発表
41. 2.15 第5研究会(第14回)協議課題「各国社会保険制度の比較研究——昭和41年度研究プロジェクトについて」
41. 2.24 第33回合同研究会 協議課題「来年度における合同研究会の在り方について」
- 同 第2研究会(第7回)協議課題「中間報告ならびに41年度研究プロジェクトについて」
41. 3. 8 第3・第4研究会(第13回)協議課題「昭和40年度中間報告と41年度研究プロジェクトについて」
- 同 第2研究会(第8回)報告内容「社会指標と経済指標の相関について」報告者山田所長
41. 3.10 第13回役員会「昭和41年度事業計画の策定, 昭和41年度研究プロジェクト, 給与関係規程の改正, その他について」

- て」
41. 3.17 第5研究会(第15回)報告内容「アメリカの年金制度——E. Witte の論文を中心として(完)」報告者谷研究員
- 同 第34回合同研究会 報告内容「生活指標の現状と問題点」報告者厚生省社会局松下保護課長
41. 3.29 第2研究会(第9回)協議課題「昭和41年度研究プロジェクトの検討について」
41. 3.31 第5研究会(第16回)報告内容「アメリカの医療保障について——E. Witte の論文を中心として——」報告者橋本専門委員

# ● 社会保障研究所法

—昭和39年7月7日 法律第156号—

目 次	
第1章 総 則	(第1条—第7条)
第2章 役 員	等 (第8条—第16条)
第3章 業 務	(第17条・第18条)
第4章 財務及び会計	(第19条—第26条)
第5章 監 督	(第27条・第28条)
第6章 雑 則	(第29条・第30条)
第7章 罰 則	(第31条—第35条)
附 則	

第1章 総 則

(目 的)

第1条 社会保障研究所は、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もつて国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(法人格)

第2条 社会保障研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。

(事務所)

第3条 研究所の事務所は、東京都に置く。

(定 款)

第4条 研究所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目 的

二 名 称

三 事務所の所在地

四 役員に関する事項

五 業務及びその執行に関する事項

六 資産に関する事項

七 会計に関する事項

八 定款の変更に関する事項

2 定款の変更は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登 記)

第5条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第6条 研究所でない者は、社会保障研究所という名称を用いてはなら

ない。

(民法の準用)

第7条 民法（明治29年法律第89号）第44条（法人の不法行為能力）及び第50条（法人の住所）の規定は、研究所に準用する。

第2章 役 員 等

(役 員)

第8条 研究所に、役員として、所長1人、理事2人及び監事1人を置く。

(役員の仕事及び権限)

第9条 所長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、所長を輔佐して研究所の業務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、研究所の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、所長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

(役員の内命)

第10条 所長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣の認可を受けて、所長が任命する。

(役員の内命)

第11条 所長及び理事の内命は、4年とし、監事の内命は、2年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の内命)

第12条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の職員の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員（教育公務員で政令で定める者及び

非常勤の者を除く。)

(役員解任)

第13条 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 所長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第15条 研究所と所長との利益が相反する事項については、所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

(職員の任命)

第16条 研究所の職員は、所長が任命する。

### 第3章 業 務

(業 務)

第17条 研究所は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。

二 社会保障に関する情報及び資料を収集すること。

三 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

四 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務

2 研究所は、前項第四号に掲げる業務を行なおうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第18条 研究所は委託に基づいて前条第1項各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

### 第4章 財務及び会計

(事業年度)

第19条 研究所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第20条 研究所は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

(財務諸表)

第21条 研究所は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に厚生大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときには、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第22条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第23条 研究所は、厚生大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができ。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならぬ。

(余裕金の運用)

第24条 研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(給与及び退職手当の基準)

第25条 研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(厚生省令への委任)

第26条 この法律に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第5章 監 督

(監 督)

第27条 研究所は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第28条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して報告を求め、又はその職員に研究所の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められ

たものと解してはならない。

第6章 雑 則

(解 散)

第29条 研究所の解散については、別に法律で定める。

(協 議)

第30条 厚生大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第4条第2項、第17条第2項、第20条又は第23条第1項の規定による認可をしようとするとき。

二 第21条第1項又は第25条の規定による承認をしようとするとき。

三 第26条の厚生省令を定めようとするとき。

2 厚生大臣は、第20条の認可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の意見を聞くものとする。

第7章 罰 則

(罰 則)

第31条 研究所の役員又は職員が、その職務に関し、わいろを受取し又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、5年以下の懲役に処する。

2 研究所の役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關し、わいろを受取し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。

3 犯人の収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することのできなざるときは、その価額を追徴する。

第32条 前条第1項又は第2項に規定する者に対してわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は30万円

以下の罰金に処する。

第33条 第28条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、その違反行為をした研究員の役員又は職員は、3万円以下の罰金に処する。

第34条 次の各号の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究員の役員又は職員は、3万円以下の過料に処する。

一 この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第5条第1項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

三 第17条第1項に規定する業務以外の業務を行なったとき。

四 第24条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第27条第2項の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

第35条 第6条の規定に違反して社会保障研究所という名称を用いた者は、1万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(研究所の設立)

第2条 厚生大臣は、研究所の所長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された所長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ所長又は監事に任命されたものとする。

第3条 厚生大臣は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、厚生大臣の認可を受けなければならない。

3 厚生大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

4 設立委員は、第2項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を前条第1項の規定により指名された所長となるべき者に引き継がなければならない。

第4条 附則第2条第1項の規定により指名された所長となるべき者は、前条第4項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第5条 研究所は、設立の登記をすることによって成立する。

(経過規定)

第6条 この法律の施行の際現に社会保障研究所という名称を使用している者は、この法律施行後6月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第6条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第7条 研究所の最初の事業年度は、第19条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和40年3月31日に終わるものとする。

第8条 研究所の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第20条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第9条 登録税法（明治29年法律第27号）の一部を次のように改正する。

第19条第7号中「国民生活研究所」の下に「社会保障研究所」を「国民生活研究所法」の下に「社会保障研究所法」を加える。

(所得税法の一部改正)

第10条 所得税法（昭和22年法律第27号）の一部を次のように改正する。

## ● 役員・顧問・参与・職員名簿

<昭41・7・1現在>

第3条第1項第10号中「国民生活研究所」の下に「，社会保障研究所」を加える。

(法人税法の一部改正)

第11条 法人税法（昭和22年法律第28号）の一部を次のように改正する

第5条第1項第6号中「国民生活研究所」の下に「，社会保障研究所」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第12条 厚生省設置法（昭和24年法律第151号）の一部を次のように改正する。

第5条第13号の次に次の一号を加える。

13の2 社会保障研究所を監督すること。

第8条第1項第12号の次に次の一号を加える。

12の2 社会保障研究所に関すること。

(地方税法の一部改正)

第13条 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部を次のように改正する。

第72条の5第1項第6号中「国民生活研究所」の下に「，社会保障研究所」を加える。

● 役員

所長 山田雄三  
 理事 河角泰助  
 理事 (非常勤) 塩野谷九十九 (名古屋大学教授)  
 監事 (非常勤) 寺尾琢磨 (慶応大学教授)

● 顧問・参与

(順不同)

顧問 大内兵衛 社会保障制度審議会会長  
 顧問 東畑精一 アジア経済研究所長  
 顧問 長沼弘毅 国際ラジオ・テレビセンター会長  
 参与 馬場啓之助 一橋大学教授  
 参与 福武直 東京大学教授  
 参与 箱穂 厚生省人口問題研究所長

# 研究所員

(常勤職員)  
研究部

地前三谷平中渡會都花大長加鈴田唐森鹿稻石高  
重正文昌長八益利教政三圭啓夏真忠英ふみ子進子子  
美久夫恒久朗男満子野之雄二雄雄

主任研究員(研究第2部)  
〃(〃第1部)  
〃(〃第3部)  
研究員(〃第1部)  
〃(〃)  
〃(〃第3部)  
〃(〃)  
〃(〃第2部)  
〃(〃)  
〃(〃第3部)  
〃(〃第1部)  
〃(〃第2部)  
總務部長  
庶務係長  
調査係長

總務部

(非常勤職員)

専門委員  
武藤光朝 中央大学教授  
中鉢正美 慶応大学教授  
大熊一郎 慶応大学教授  
橋本正巳 国立公衆衛生院衛生行政学部長  
小沼正 厚生省大臣官房統計調査部社会統計課長  
小山路男 横浜市立大学教授  
高橋武夫 ILO東京支局調査部長  
青井和夫 東京大学助教授  
森岡清美 東京教育大学助教授  
安川正彬 慶応大学助教授  
松原治郎 東京大学助教授  
小野旭 中央大学助教授

非常勤研究員